

## 住宅資金貸付規則施行規程

( 昭 和 6 3 年 3 月 3 1 日 )  
名古屋市職員共済組合規程第4号

最近改正 令和3年4月1日規程第3号

### 第1章 総則

#### (趣旨)

**第1条** この規程は、住宅資金貸付規則（昭和63年名古屋市職員共済組合規則第2号。以下「規則」という。）第28条の規定に基づき、住宅資金の貸付けに関する手続きその他必要な事項を定めるものとする。

#### (宅地の範囲)

**第2条** 規則第2条第1号に規定する「住宅の建設予定地」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令上、現に家屋の建築可能なものとする。

#### (隣地の範囲)

**第3条** 組合員が現に居住する家屋の土地に隣接する土地を取得する場合には、当該家屋を所有するときに限り、規則第2条第5号に該当するものとみなす。

### 第2章 貸付け

#### (組合員期間)

**第4条** 規則に規定する「組合員期間」には、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）又は国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「国共済法」という。）に基づく組合の組合員から引き続き当組合の組合員となり、当組合の組合員資格喪失の際、退職手当の通算措置がなされる組合員期間を含むものとする。

#### (在宅介護対応住宅)

**第5条** 規則第7条第2項に規定する在宅介護対応住宅に係る貸付基準、申込手続、償還金額等については、別に定める。

#### (支払うべき金額)

**第6条** 規則第8条に規定する「支払うべき金額」は、契約金額とする。ただ

し、取得する家屋に非居住用部分がある場合の「支払うべき金額」は、契約金額に当該家屋の延床面積に対する居住用部分の延床面積の割合を乗じた額とする。

### 第3章 償還

#### (償還の方法)

**第7条** 償還金額、償還内訳及び元金残高等を内容とした貸付金償還表は、別に作成し組合員に交付する。

2 規則第14条第3項に規定する給与を支給されない等の事情があると予想される場合又はあつた場合、組合員若しくは所属所長は、速やかに組合に通知しなければならない。

3 組合員は、前項の規定に基づき組合が作成した組合指定の納付書等により、該当月の25日までに、償還金を組合の指定する金融機関に払い込むものとする。

#### (育児休業及び介護休暇期間の償還猶予)

**第7条の2** 規則第14条第4項に規定する理事長が定める方法は、償還の猶予が終了した月の翌月から、次の各号の区分により、当該各号に定めるところにより償還するものとする。

一 償還を猶予しなかつたとしたならば償還すべきであつた額 償還猶予終了後の返済期間で均等償還

二 償還猶予中の利息 償還猶予終了後の償還期間で均等償還

2 償還猶予の申出は、育児休業又は介護休暇を取得又は延長する日の属する月の前月25日までに償還猶予申出書（別紙様式第4号）により行うものとする。

3 規則第14条第4項に規定する理事長が認めるものは、次の各号の区分により、当該各号に定めるものとする。

一 育児休業 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員である組合員及び同法第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして同条（第3項を除く。）の規定を準用するものとされた者（以下「派遣職員等」という。）に適用される派遣先団体又は特定

法人の関係規定に基づく育児休業

- 二 介護休暇 勤務時間及び休暇に関する条例（昭和27年名古屋港管理組合条例第7号）又は名古屋競輪組合職員の勤務条件等に関する条例（昭和63年名古屋競輪場管理組合条例第8号）の規定による介護休暇並びに派遣職員等に適用される派遣先団体又は特定法人の関係規定に基づく介護休業

**（災害貸付等の償還猶予の特例）**

**第7条の3** 規則第15条第2項中理事長が指定する地域は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づき、都道府県知事が指定する市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）とする。

**（随時償還）**

**第8条** 組合員は、毎年6月及び12月のそれぞれの月の1日から20日までに償還希望額を組合に申し出て、規則第16条に規定する一部償還をすることができる。

2 前項の償還希望額は、20万円以上とし、償還金額は、償還表を考慮して組合が定める金額とする。

3 第1項の申し出をした者は、前項の償還金額を7月及び1月のそれぞれの月の1日から20日までの間に組合指定の納付書等により組合の指定する金融機関に払い込むものとする。

4 前項の一部償還をした月の翌月からの償還は、一部償還前に用いていた償還表により行う。

**（繰上償還）**

**第9条** 組合員は、規則第17条の規定に基づく繰上償還を希望する旨を組合に申し出て、組合指定の納付書等により全部償還をすることができる。

2 前項の申し出をした者は、前項の償還金額を、組合指定の金融機関に、当該月の25日までに払い込むものとする。

**（不動産取得証明）**

**第10条** 規則第2条第1号、第5号から第8号までの理由で貸付金を借りた

者は、借りた日（第8号による場合は、物件引渡しの日）の属する月の翌月から2月以内にその者を所有権者とする登記を行い、次の各号の場合に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一 規則第2条第1号の場合

土地登記簿謄本（土地に係る登記事項証明書を含む。以下同じ。）

二 規則第2条第5号の場合

家屋登記簿謄本（家屋に係る登記事項証明書を含む。以下同じ。）

又は土地登記簿謄本並びに住民票

三 規則第2条第6号から第8号までの場合

家屋登記簿謄本、土地登記簿謄本及び住民票

**（工事完成証明）**

**第11条** 規則第2条第2号から第4号までの理由で貸付金を借りた者は、借りた日の属する月の翌月から、第2号又は第3号の場合は8月以内に、第4号の場合は4月以内に、その者を所有権者とする登記を行い、次の各号の場合に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一 規則第2条第2号及び第4号の場合（ただし、第3項の場合を除く。）

家屋登記簿謄本及び住民票

二 規則第2条第3号の場合

家屋登記簿謄本、土地登記簿謄本及び住民票

2 規則第2条第1号の理由で貸付金を借りた者は、規則第9条に規定する期限内に家屋を新築したことを証明するため、当該家屋が完成した月の翌月までに、その者を所有権者とする家屋の家屋登記簿謄本及び住民票を提出しなければならない。ただし、前項の規定によりその登記簿謄本及び住民票を提出する者は、この限りでない。

3 規則第2条第4号の借受理由のうち修繕等の理由により貸付金を借りた者で建築確認通知書の写しにかえて工事着工前の写真を提出した者は、次の各号の場合に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一 工事完了に伴い延床面積の増減がある場合

家屋登記簿謄本及び工事完了後の写真

二 工事完了に伴い延床面積の増減がない場合

工事完成後の写真

(登記)

**第 1 2 条** 貸付金を借りて不動産を取得した者は、その者の名義により当該不動産の登記をしなければならない。

2 前項の場合において、不動産が組合員及び組合員以外の者の共有であるときは、組合員の持分の資産価値は借り受けた金額相当額以上でなければならない。

(増改築の登記)

**第 1 3 条** 組合員が貸付金を借りて、組合員以外の者が登記名義人となっている家屋を増築、改築又は修繕したときは、当該家屋は、組合員及び当該名義人の共有とし、これらの者を名義人とする登記をしなければならない。

(現住居の処分)

**第 1 4 条** 組合員が貸付金の借入申込書を提出する時に、居住している家屋を所有している場合には、貸付金を借りた月から6月を経過した月（規則第2条第1号から第3号までの理由で借りた場合は当該家屋が完成した月の翌月、同条第8号の理由で借りた場合は当該物件の引渡しがあつた月の翌月）までに、申込み当時の家屋を処分しなければならない。ただし、現住居を親、子その他理事長が適当と認める者の居住の用に供するため、引き続き家屋を所有する場合は、この限りでない。

## 第 4 章 手続

(申込書)

**第 1 5 条** 規則第19条第1項に規定する住宅資金借入申込書は、別紙様式第1号のとおりとする。

2 規則第19条第2項の事実確認事項は、同条第1項第5号及び第6号において省略することができる。

(添付書類)

**第 1 6 条** 前条の住宅資金借入申込書に添付する規則第20条の書類は、借用証書（別紙様式第2号）、借入状況等申告書及び他の金融機関等（臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に定める金融機関又は他の法令の規定により設立されたもののうち貸付事業を行っている団体若しく

は互助会等をいう。以下同じ。)からの借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類(住宅ローン申込書(写)、融資決定通知書(写)、償還表(写)等)のほか別表のとおりとする。

- 2 災害貸付及び災害追加貸付については、前項に規定する書類のほか、り災証明書又は事故証明書を添付しなくてはならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長が確認書類の提出が必要ないと認めるときは、この限りではない。

#### (実地調査)

**第17条** 規則第21条に規定する実地調査を行うときは、あらかじめ貸付金借り入れの申込みをした者に調査日を通知するものとする。

#### 第5章 雑則

#### (書類の返還)

**第18条** 組合は、貸付金を借りた組合員に対し、住宅資金借入申込書及びその添付書類一式を返還しない。

#### (他共済組合から貸付けを受けている者への貸付け)

**第19条** 法又は国共済法に基づく組合から規則に定める貸付金と同種の貸付けを受けている者が引き続き当組合の組合員となつたときの貸付けについては、理事長が別に定める。

- 2 規則第5条第1号から第5号までの規定は、前項に規定する貸付について準用する。ただし、他の組合又は国の組合において、同条第1号及び第2号に規定する審査基準と同程度の審査を経て貸し付けられたものであると認められる貸付けについては、同条第1号及び第2号の規定を適用しないことができる。

#### (委任)

**第20条** この規程に定めるもののほか、貸付け手続きに関し必要な事項は、別に事務局長が定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規程は、昭和63年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)

2 この規程による改正前の住宅資金貸付規則施行規程（昭和56年名古屋市職員共済組合規程第3号。以下「改正前の規程という。」により貸付金の借入れを受けている者については、この規程による改正後の住宅資金貸付規則施行規程（以下「改正後の規程」という。）の相当規定により貸付けを受けた者とみなす。

3 この規程による改正前の規程別紙様式第1号、別紙様式第2号及び別紙様式第3号は、改正後の規程にかかわらず、残部のある間、使用することができる。

（徴収事務受託規程の一部改正）

4 徴収事務受託規程（昭和55年名古屋市職員共済組合規程第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成元年3月2日名古屋市職員共済組合規程第2号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成2年5月9日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成3年5月27日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、平成3年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、別紙様式1号については、公告の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年1月25日名古屋市職員共済組合規程第1号）

この規程は、平成5年2月1日から施行する。

附 則（平成5年12月20日名古屋市職員共済組合規程第8号）

この規程は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日名古屋市職員共済組合規程第5号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月11日名古屋市職員共済組合規程第8号）

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日名古屋市職員共済組合規程第8号）

## 住宅資金貸付規則施行規程

---

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日名古屋市職員共済組合規程第7号）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の住宅資金貸付規則施行規程（昭和63年名古屋市職員共済組合規程第4号）の別紙様式第2号は、この規程による改正後の住宅資金貸付規則施行規程の規程にかかわらず、残部のある間、使用することができる。

附 則（平成10年3月30日名古屋市職員共済組合規程第4号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日名古屋市職員共済組合規程第4号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成12年12月28日名古屋市職員共済組合規程第7号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日名古屋市職員共済組合規程第8号）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第7条第2項の規定は、平成14年4月1日以後に取得又は延長する育児休業にかかる償還猶予について適用し、同日前に償還猶予中のものについては、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の別紙様式第1号は、改正後の規定にかかわらず、残部のある間、使用することができる。

附 則（平成14年6月13日名古屋市職員共済組合規程第9号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日名古屋市職員共済組合規程第7号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日名古屋市職員共済組合規程第6号）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の住宅資金貸付規則施行規程第6条の2、第17条の2及び第18条ただし書きの規定並びに別紙様式第1号及び別紙様式第2号は、平成17年8月16日以降に貸付の可否又は留保を決定する貸付金に適用し、同日前に貸付可否又は留保を決定する貸付金についてはなお従前の



例による。

附 則（平成17年7月29日名古屋市職員共済組合規程第8号）

この規程は、平成17年8月16日から施行する。

附 則（平成18年3月31日名古屋市職員共済組合規程第7号）

この規程は、公告の日から施行し、平成17年11月10日から適用する。

附 則（平成19年9月28日名古屋市職員共済組合規程第7号）

この規程は、公告の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日名古屋市職員共済組合規程第3号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日名古屋市職員共済組合規程第15号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）（平成26年11月21日名古屋市職員共済組合規程第5号）

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の住宅資金貸付規則施行規程の規定は、施行日以後に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日名古屋市職員共済組合規程第4号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日名古屋市職員共済組合規程第3号）

この規程は、公告の日から施行する。

住宅資金貸付規則施行規程

別表（第16条関係）

該当号数		1	2	3	4	5		6	7		8			
申込み理由		土地購入	新築	土地を新築購入し	その土地に増改築及び修繕	借地の買取り	借家の買取り	借地及び借家の買取り	公社機械の購入	分譲住宅の購入	民間住宅の購入	中古住宅の購入	公社機械の積立	分譲住宅の購入
必要書類														
給与支給明細書の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
契約書	売買契約書の写し	○		○		○	○	○	○*	○	○	○	○*	
	請負契約書の写し		○	○	○									
確認済証の写し			○	○	○					○				
工事見積書の写し			○	○	○									
土地登記簿謄本の写し		○		○		○		○		○	○	○		
家屋登記簿謄本の写し					○		○	○				○		
函面	現場案内函	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	間取函		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
重要事項説明書の写し		○												
住宅建築誓約書 (別紙様式第3号)		○												
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 土地が農地の場合は、農地転用許可書、農地転用届受理通知書又は農業委員会の受理証明の写し</li> <li>◎ 土地が土地区画整理事業中の場合は、仮換地証明又は保留地証明及び敷地地番該当証明の写し</li> <li>◎ 隣地購入（5号該当）の場合は、家屋登記簿謄本の写し</li> <li>◎ 修繕等で建築確認通知書が不要の場合は、工事着工前の写真</li> <li>◎ その他理事長が必要と認めて提出を命じる書類</li> </ul>													

(注) \*印は、売買契約書の写しにかえて譲渡予定証明の写しを提出してもよい。

別紙様式第 1 号 (表面)

## 住宅資金借入申込書

(太わく内に記入してください。)

借入 申込金額		万円	償還方法	1. 毎月均等償還    2. ボーナス併用償還	償還期間			
名古屋市職員共済組合理事長様 <span style="float: right;">年 月 日</span>								
上記金額を住宅資金貸付規則に基づき借り受けたいので申し込みます。なお、借受金の償還が困難な事情はないことを申し立てます。								
申 込 人	現住所	〒 -			所属 (電話)	( )		
	フリガナ				補職			
	氏名	印			職 員 番 号			
	氏名	年 月 日生			就 職	年 月		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">                 上記の記載事項は事実と相違ないことを証明します。                  年 月 日                  所属長(所属課長)                  補 職                  氏 名             </td> <td style="width: 50%;">                 年 月 日                  所属所の長(庶務担当課長)                  補 職                  氏 名             </td> </tr> </table>							上記の記載事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所属長(所属課長) 補 職 氏 名	年 月 日 所属所の長(庶務担当課長) 補 職 氏 名
上記の記載事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所属長(所属課長) 補 職 氏 名	年 月 日 所属所の長(庶務担当課長) 補 職 氏 名							
貸付金振込先 (本人名義)		銀行・金庫 信用組合		支店	銀行・支店コード			
					口座番号			
団体信用生命保険				1. 加入する    2. 加入しない    3. 病気のため加入できない		現在の住宅資金借入		
						1. 無    2. 有		

(下記 記入不要)

貸 付 金 台 帳	貸付金額	万円	償還期間	月	貸付日	年 月 日	↓ 記入不要		
	団信保険料	円	償還額	毎月	円	貸付事由		第 号	
	振込金額	円	償還額	期末	万円	貸付区分		1 2 3 4 5 6 通常・追貸・再貸・災害・災害・再度	
	前 回 貸 付 分	(元本) 円	(利息) 円	貸付事由	給料月額 × 申込案内別表1の月数 = 借入限度額(規則第6条) 円 × = 万円 万円 適・否 最低保障額(規則第7条) 単独・共有 / 以上				
	貸付番号	貸付事由							
	貸付年月	年 月	第 号						
	全額償還	理由		受 付 印	決 裁			上記のとおり住宅資金を貸し付けてよろしいか。 事務局長 次 長 係 長 係	
	償還口	年 月 日							
	備考 申込人自ら署名する場合は、押印不要です。								



別紙様式第 2 号 (表面)

印紙税法第 5 条第  
3 号により印紙は  
貼付しない。

## 借用証書

						万円
--	--	--	--	--	--	----

上記金額を住宅資金貸付規則及び住宅資金貸付規則施行規程を承知のうえ借用しました。ついては、次の各項により必ず償還します。

1. 貸付金の償還は、規則及び規程の定めるところにより行います。
2. 貸付金の利率は、規則の定める率とします。
3. 名古屋市、名古屋港管理組合及び名古屋競輪組合から退職手当を支給されるときに貸付金の未償還元利金がある場合には、その退職手当から未償還元利金に相当する金額を差し引かれることに異議ありません。
4. 貸付金により取得した住宅及び土地は、貸付金の償還が終了するまで、自己の居住の用に供します。

年 月 日

名古屋市職員共済組合理事長 様

借 受 人 所 属  
(自書による)

住 所

氏 名

印

別紙様式第 2 号 (裏面)

提出書類

(記入不要)

申込理由 必要書類	1	2	3	4	5	6	7			8	積分 立譲	
	土地 購入	新 築	土新 地築	増は 築修 又繕	借地 (隣地)	借 家	借借 地家	公住 社宅	民住 間宅	中住 古宅		
借入申込書・借用証書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/> 団信申込書兼告知書
給与明細書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/> 現住居処分
売買契約書(写)	○		○		○	○	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/> 支払方法覚書
建築請負契約書(写)		○	○	○								<input type="checkbox"/> 農地転用
工事見積書(写)		○	○	○								<input type="checkbox"/> 仮換地・保留地・敷地地番該当証明
確認済証(写)		○	○	○					○			<input type="checkbox"/> 譲渡予定証明
現場案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/> 工事着工前の写真
間取図		○	○	○		○	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/> 記載事項変更承諾書
土地謄本(写)	○		○		○	○			○	○		<input type="checkbox"/> 追加・再貸付に伴う委任状
家屋謄本(写)				○	(△)	○				○		<input type="checkbox"/> 災害証明書又は事故証明書
重要事項説明書(写)	○											<input type="checkbox"/>
建築誓約書	○											<input type="checkbox"/>
前年の源泉徴収票(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
借入状況等申告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
通帳コピー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>

返却書類受領書

下記の書類を受領しました。

年 月 日

住所

氏名

印

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 債務弁済証書  | 1通 |
| 2 委任状     | 1通 |
| 3 定款抜粋    | 1通 |
| 4 公報      | 1通 |
| 5 印鑑登録証明書 | 1通 |

備考 返却書類の受領者自ら署名する場合は、押印不要です。

別紙様式第3号

住 宅 建 築 誓 約 書

年 月 日

名古屋市職員共済組合理事長 様

住 所

氏 名

印

私は、貴組合の貸付けを受けて取得する土地に、下記のとおり自ら居住する住宅を5年以内に建築することを誓約いたします。

なお、正当な理由なくこれに違反し、住宅資金貸付規則第18条に規定する即時償還を命じられた場合には、貴組合の指示に従うことも併せて誓約します。

記

- 1 建築完了予定時期 年 月
  - 2 建築の概要 造 階建 延べ m<sup>2</sup>
  - 3 予定建築費用 万円
- 資金計画 借入予定金額 円  
(うち共済組合予定額 万円)  
自己資金 円

備考 契約者自ら署名する場合は、押印不要です。

別紙様式第 4 号

償 還 猶 予 申 出 書

<p>(宛先) 名古屋市職員共済組合理事長</p> <p style="text-align: right;">(申出者)</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">職員番号 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">(電話番号) _____</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり名古屋市職員共済組合住宅資金貸付規則第 14 条第 4 項に定める償還の猶予を申し出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>年 月 日</p>
申 出 の 理 由	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 介護休暇
休業 の承認期間 休暇	年 月 日から                      年 月 日まで
猶 予 の 期 間	年 月 から                      年 月 まで
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 育児休業承認書の写し <input type="checkbox"/> 介護休暇承認通知書の写し

- 備考 1 申出者自ら署名する場合は、押印不要です。  
 2 該当する□に、レ印を記入する。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。